

○牧之原市障害児（者）日常生活用具給付等事業実施要綱

平成18年 9 月22日

告示第127号

改正 平成22年 3 月 8 日告示第31号

平成24年 4 月 1 日告示第174号

平成25年 4 月 1 日告示第86号

平成26年 4 月 1 日告示第178号

平成27年12月28日告示第163号

平成28年 3 月31日告示第56号

（趣旨）

第1条 この告示は、身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者、及び難病患者（以下「障害者等」という。）に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付又は貸与（以下「給付等」という。）することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資するため必要な事項を定める。

（給付等の対象者及び用具の種目等）

第2条 給付等の対象となる用具及び対象者は、次の各号に掲げるものとする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）により、給付等の対象となる用具の貸与又は購入費の支給を受けられる者は対象者から除く。

（1）給付等の対象となる用具の種目は、別表の「種目」の項に掲げる用具とし、その対象者は、同表の「対象者」の項に掲げる障害者等とする。

（2）用具の貸与の対象者は、前号に掲げる障害者等であって、所得税非課税世帯に属する者とする。

2 点字図書を給付する対象者は、点字図書給付登録申請書（様式第1号）により市長に登録を申請し、点字図書給付登録台帳（様式第2号）に登録された者とする。

（給付等の申請）

第3条 給付等を希望する対象者（これを現に扶養している者を含む。）は、日常生活用具給付（貸与）申請書（様式第3号その1）又は住宅改修費給付申請書（様式第3号その2）を市長に提出するものとする。ただし、給付を希望する場合にあっては用具の見積書又は点字図書発行証明書を添えて提出する。

（用具の給付及び貸与）

第4条 市長は、当該障害者等の身体的状況、経済状況、家庭環境及び住宅環境等を調査し、速やかに調査書（様式第4号その1及び様式第4号その2）を作成して、用具の給付等を行うかどうか決定し、日常生活用具給付券（様式第5号その1）及び住宅改修費給付券（様式第5号その2）並びに日常生活用具給付決定通知書（様式第6号その1）、日常生活用具貸与決定通知書（様式第6号その2）及び住宅改修費給付決定通知書（様式第6号その3）（以下「給付券等」という。）又は却下決定通知書（様式第7号その1及び様式第7号その2）を申請者に交付するものとする。ただし、点字図書給付については点字図書発行証明書に証明印を押印し申請者に交付する。

2 前項の規定により用具の決定を受けた者（以下「給付等決定者」という。）

は、用具納入者（以下「業者」という。）に給付券を提出して用具の給付等を受けるものとする。

- 3 市長は、用具の貸与をする場合は、当該用具を利用する障害者等又はこれを扶養する者との間に用具の貸借に関する契約を締結する。

（費用の負担）

第5条 給付等決定者は、当該用具の給付等に要する費用として、その必要な用具の購入に要する費用に100分の10を乗じた額（以下「自己負担額」という。）を直接業者に支払わなければならない。

- 2 前項の自己負担額の取扱いは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく補装具費の支給の例による。

（業者への支払い）

第6条 市長は、業者から用具の給付等に係る費用の請求があったときは、当該用具の給付等に要した費用から前条の規定により給付等決定者が業者に支払った額を控除した額を支払うものとする。この場合において、用具の給付に要した費用は、別表の基準額の範囲内とする。

（その他）

第7条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成18年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日の前日までになされた行為は、なお従前のとおりとする。

（重度障害者（児）日常生活用具給付等実施要綱の廃止）

- 3 重度障害者（児）日常生活用具給付等実施要綱（平成17年牧之原市告示第118号）は、廃止する。

附 則（平成22年3月8日告示第31号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、現に改正前の牧之原市障害児（者）日常生活用具給付等事業実施要綱の規定によりなされている手続きその他の行為は、改正後の牧之原市障害児（者）日常生活用具給付等事業実施要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年4月1日告示第174号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日告示第86号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日告示第178号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現に改正前の牧之原市障害児（者）日常生活用具給付等事業実施要綱の規定によりなされた手続きその他の行為は、改正後の牧之原市障害児（者）日常生活用具給付等事業実施要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年12月28日告示第163号）

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第56号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条、第6条関係）

種目	品目	対象者（者）	対象者（児）	性能（者）	性能（児）	耐用年数	基準額（円）
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上、難病患者等にあつては寝たきりの状態にある者（※）	—	腕、脚等の訓練のできる器具を付帶し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	—	8年	154,000
介護・訓練支援用具	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。）、難病患者等にあつては、寝たきりの状態にある者（※）	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度である者及び身体障害者手帳の交付	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	失禁等による汚染又は損耗を防止するためマット（寝具）にビニール等の加工をしたもの。	5年	70,000

			を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に係るものに限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、それぞれ原則として3歳以上のもの、難病患者等にあつては、寝たきりの状態にあるもの。 (※)				
介護・訓練支援用具	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。）、難病患者等にあつては、自力で排尿できない	身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に係るも	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの。	尿が自動的に吸引されるもので、障害児又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年	67,000

		者（※）	のに限る。）の程度が1級であって、常時介護を要するもので原則として学齢児以上のもの、難病患者等にあつては自力で排尿できないもの。（※）				
介護・訓練支援用具	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）、又は同程度の障害（※）を有する難病患者等	身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に係るものに限る。）の程度が1級又は2級であつて、入浴に介護を要するもので原則として3歳以上のもの、又は同程度	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	障害児を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	5年	82,400

			の障害 (※) を 有する難 病患者等				
介護・訓練支援 用具	体位変 換器	下肢又は 体幹機能 障害２級 以上（下 着交換等 に当たっ て、家族 等他人の 介助を要 する者に 限る。）、 難病患者 等にあっ ては、寝 たきりの 状態にあ る者（※）	身体障害 者手帳の 交付を受 けた児童 であっ て、当該 手帳に身 体上の障 害（下肢 又は体幹 機能障害 に係るも のに限 る。）の 程度が１ 級又は２ 級であっ て、下着 交換等に 当たって 家族等他 人の介助 を要する もので原 則として 学齢児以 上のも の、難病 患者等 にあっ ては、寝 たきりの 状態にあ る者（※）	介助者が 障害者の 体位を変 換させる のに容易 に使用し 得るもの。	障害児又は介護者が容易に使用し得るもの。	５年	15,000
介護・訓練支援 用具	移動用 リフト	下肢又は 体幹機能 障害２級 以上、難	身体障害 者手帳の 交付を受 けた児童	介護者が 重度身体 障害者を 移動させ	介護者が 重度身体 障害児を 移動させ	４年	159,000

		病患者等 にあって は、下肢 又は体幹 機能障害 のある者 (※)	であつ て、当該 手帳に身 体上の障 害（下肢 又は体幹 機能障害 に係るも のに限 る。）の 程度が1 級又は2 級であつ て原則と して3歳 以上のも の、難病 患者等に あつて は、下肢 又は体幹 機能障害 のあるも の(※)	るに当た って、容 易に使用 し得るも の。ただ し、天井 走行型そ の他住宅 改修を伴 うものを 除く。	るに当た って、容 易に使用 し得るも の。ただ し、天井 走行型そ の他住宅 改修を伴 うものを 除く。		
介護・訓練支援用具	訓練いす	—	身体障害 者手帳の 交付を受 けた児童 であつ て、当該 手帳に身 体上の障 害（下肢 又は体幹 機能障害 に係るも のに限 る。）の 程度が1 級又は2 級である ものとし	—	原則とし て付属の テーブル をつける ものとし る。	5年	33,100

			て記載されているもので、原則として3歳以上のもの、又は同程度の障害（※）を有する難病患者等				
介護・訓練支援用具	訓練用ベッド	—	身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に係るものに限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、原則として学齢児以上のもの、難病患者等にあつては、下肢又は体幹機能障害	—	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	8年	159,200

			のあるもの。 (※)				
介護・訓練支援用具	カーシート	体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害を有する者であつて、障害等級２級以上の者、又は同程度の障害 (※) を有する難病患者等	—	障害者が乗車時における座位保持を可能とする機能を有するもの。	—	３年	50,000
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者であつて、入浴に介助を必要とする者、難病患者等にあつては、入浴に介助を要する者 (※)	下肢又は体幹機能障害児であつて、入浴に介助を要するもので原則として３歳以上のもの、難病患者等にあつては、入浴に介助を要するもの。 (※)	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用しうるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害児又は介助者が容易に使用しうるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	５年	90,000
自立生活支援用具	便器	下肢又は体幹機能障害２級	身体障害者手帳の交付を受	障害者が容易に使用し得る	障害児等が容易に使用し得	８年	29,800

		以上、難病患者等にあつては、常時介護を要する者（※）	けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に係るものに限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、原則として学齢児以上のもの、難病患者等にあつては、常時介護を要するもの。（※）	もの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	るもの。ただし取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。		
自立生活支援用具	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者であつて、必要と認められる者、又は同程度の障害（※）を	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定されたもの、若しくは精神障害保健福祉手帳の交付	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	3年	12, 160

		有する難病患者等	を受けているもので、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの、又は、身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害に係るものに限る。）を有し、必要と認められるもの、又は同程度の障害（※）を有する難病患者等				
自立生活支援用具	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者であって、必要	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（平衡	障害者が容易に使用し得るもの。	障害児が容易に使用し得るもの。	3年	3,000

		と認められる者、又は同程度の障害（※）を有する難病患者等	機能又は下肢若しくは体幹機能障害に係るものに限る。）を有し、必要と認められるもの、又は同程度の障害（※）を有する難病患者等				
自立生活支援用具	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者、又は同程度の障害（※）を有する難病患者等	身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害（平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害に限る。）を有し、家庭内の移動等において介助を必要とするものであつて、原則として3歳以上のもの、又は同程度	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであつて、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害児の身体機能の状態を十分踏まえたものであつて、必要な強度と安全性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動	8年	60,000

			の障害 (※)を 有する難 病患者等	作の補 助、移 乗動作 の補 助、段 差解消 等の用 具とす る。 ただ し、設 置に当 たり住 宅改修 を伴う ものを 除く。	作補 助、移 乗動作 の補 助、段 差解消 等の用 具とす る。 ただ し、設 置に当 たり住 宅改修 を伴う ものを 除く。		
自立生 活支援 用具	特殊便 器	上肢障害 2級以 上、難病 患者等に あつて は、上肢 機能に障 害がある 者 (※)	児童相談 所又は知的障害者 更生相談 所において知的障 害児・者 として判 定され障 害の程度 が重度又 は最重度 であり訓 練を行っ ても自ら 排便後の 処理が困 難な者及 び身体障 害者手帳 の交付を 受けた児 童であつ て、当該 手帳に身	障害者等 が容易に 使用でき るもの で、温水 温風を出 し得るも の。ただ し、取替 えに当た り住宅改 修を伴う ものを除 く。	障害児等 が容易に 使用でき るもの で、温水 温風を出 し得るも の及び知 的障害 児・者を 介護して いる者が 容易に使 用しうる もので温 水温風を 出し得る もの。た だし、取 替えに当 たり住宅 改修を伴 うものを 除く。	8 年	151, 200

			体上の障害（上肢障害に限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、原則として学齢児以上のもの、難病患者等にあつては、上肢機能に障害があるもの。 (※)				
自立生活支援用具	火災警報器	障害等級2級以上で、かつ、火災発生の感知又は避難が著しく困難な障害者、又は同程度の障害(※)を有する難病患者等	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるものの及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	8年	15,500

			に身体上の障害の程度が1級又は2級であるものとして記載されているものでそれぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの、又は同程度の障害（※）を有する難病患者等				
自立生活支援用具	自動消火器	障害等級2級以上で、かつ、火災発生の感知又は避難が著しく困難な障害者、又は同程度の障害（※）を有する難病患者等	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害の	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	8年	28,700

			程度が1級又は2級であるものとして記載されているものでそれぞれ火災発生感知及び避難が著しく困難なもの、又は同程度の障害（※）を有する難病患者等				
自立生活支援用具	電磁調理器	視覚障害2級以上、又は同程度の障害（※）を有する難病患者等（日常生活上必要と認められる世帯）	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定された障害の程度が重度又は最重度であって18歳以上のもの、又は同程度の障害（※）を有する難病患者等	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	知的障害者が容易に使用し得るもの。	6年	41,000
自立生活支援用具	歩行時間延長信号機	視覚障害2級以上、又は	視覚障害2級以上であって	視覚障害者が容易に使用し	視覚障害児が容易に使用し	5年	7,000

	用小型 送信機	同程度の 障害（※） を有する 難病患者 等	原則とし て学齢児 以上のも の、又は 同程度の 障害（※） を有する 難病患者 等	得るも の。	うるも の。		
自立生 活支援 用具	聴覚障 害者用 屋内信 号装置	聴覚障害 2級以 上、又は 同程度の 障害（※） を有する 難病患者 等（日常 生活上必 要と認め られる世 帯）	—	音、声音 等を視 覚、触覚 等により 知覚でき るもの。	—	5 年	87,400
自立生 活支援 用具	視覚障 害者用 音声IC タグレ コーダ ー	視覚障害 2級以上 である 者、又は 同程度の 障害（※） を有する 難病患者 等	視覚障害 2級以上 である者 であって 原則とし て学齢児 以上であ るもの、 又は同程 度の障害 （※）を 有する難 病患者等	視力に障 害を有す る者の物 の識別を 容易にし る製品で あって、 ICタグそ の他の識 別情報を 無線等 により読 み取り、 当該識別 情報とあ らかじめ 関連づけ られた登 録音声デ ータを音 声により 案	視力に障 害を有す る者の物 の識別を 容易にし る製品で あって、 ICタグそ の他の識 別情報を 無線等 により読 み取り、 当該識別 情報とあ らかじめ 関連づけ られた登 録音声デ ータを音 声により 案	5 年	59,800

				内を行う機能を有する機器であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、視覚障害者が容易に使用し得るもの。	内を行う機能を有する機器であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、視覚障害児が容易に使用し得るもの。		
自立生活支援用具	車いす（貸与）	下肢機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者であって、下肢用の義肢・装具（以下装具等）を使用しており、それらの修理が必要な者、又は同程度の障害（※）を有する難病患者等	下肢機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有するものであって、下肢用の義肢・装具（以下装具等）を使用しており、それらの修理が必要なもの、又は同程度の障害（※）を有する難病患者等	障害者が装具等を修理する間の移動を可能とする物。	障害児が装具等を修理する間の移動を可能とする物。	装具等の修理に要する期間	介護保険単価

自立生活支援用具	地震防災用具	障害等級4級以上の障害者であって地震発災時の安全確保が困難又は避難生活に支障が生じる者、又は同程度の障害（※）を有する難病患者等	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるものの及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であり、身体上の障害等級4級以上の障害児であって地震発災時の安全確保が困難又は避難生活に支障が生じるもの、又は同程度の障害（※）を有する難病患者等	地震発災若しくは避難中に障害者が容易に使用しうるもの、又は地震発災時に障害者の安全を確保する機能を有するもの。	地震発災若しくは避難中に障害児が容易に使用しうるもの、又は地震発災時に障害児の安全を確保する機能を有するもの。	5年	50,000
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	5年	51,500

		(CAPD)による透析療法を行う者、又は同程度の障害（※）を有する難病患者等	手帳に身体上の障害（腎臓機能障害に限る。）の程度が1級又は3級であって原則として3歳以上のもの、又は同程度の障害（※）を有する難病患者等				
在宅療養等支援用具	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者、難病患者等にあつては、呼吸機能に障害がある者（※）	身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害（呼吸器機能障害に限る。）の程度が3級以上であるもの、又は同程度の身体障害児であつて必要と認められるもので、原則として学齢児以上	障害者が容易に使用し得るもの。	障害児が容易に使用し得るもの。	5年	36,000

			のもの、 難病患者 等にあつ ては、呼 吸機能に 障害があ るもの (※)				
在宅療 養等支 援用具	電気式 たん吸 引器	呼吸器機 能障害3 級以上又 は同程度 の身体障 害者であ つて、必 要と認め られる者 、難病患 者等にあ つては、呼 吸機能に 障害があ る者 (※)	身体障害 者手帳の 交付を受 けた児童 であつて、当該 手帳に身 体上の障 害（呼吸 器機能障 害に限 る。）の 程度が3 級以上で あるもの、又は 同程度の 身体障害 児であつて必要と 認められ るもので、原則 として学 齢児以上 のもの、 難病患者 等にあつ ては、呼 吸機能に 障害があ るもの (※)	障害者が 容易に使 用し得る もの。	障害児が 容易に使 用し得る もの。	5年	56,400
在宅療	吸引	呼吸機能	身体障害	障害者が	障害児が	5年	69,000

養等支 援用具	器・ネ ブライ ザー両 用器	障害３級 以上又は 同程度の 身体障害 者であつ て、必要 と認めら れる者、 難病患者 等にあつ ては、呼 吸機能に 障害があ る者（※）	者手帳の 交付を受 けた児童 であつ て、当該 手帳に身 体上の障 害（呼吸 機能障害 に限る。） の程度が ３級以上 であるも の、又は 同程度の 身体障害 児であつ て、必要 と認めら れるもの で、原則 として学 齡児以上 のもの。 難病患者 等にあつ ては、呼 吸機能に 障害があ る者（※）	容易に使用し得るもの。	容易に使用し得るもの。		
在宅療 養等支 援用具	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	—	障害者が容易に使用し得るもの。	—	10年	17,000
在宅療 養等支 援用具	視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障害２級以上、又は同程度の障害（※）を有する難病患者	身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	障害児が容易に使用し得るもの。	5年	9,000

		等（日常生活上必要と認められる世帯）	体上の障害（視覚障害に限る。）の程度が1級又は2級であつて原則として学齢児以上のもの、又は同程度の障害（※）を有する難病患者等（当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。）				
在宅療養等支援用具	視覚障害者用体重計	視覚障害2級以上、又は同程度の障害（※）を有する難病患者等（日常生活上必要と認められる世帯）	—	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	—	5年	18,000
在宅療養等支援用具	視覚障害者用血圧計（音声式）	視覚障害2級以上、又は同程度の障害（※）を有する	—	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	—	5年	15,000

		難病患者等（日常生活上必要と認められる世帯）					
在宅療養等支援用具	パルスオキシメーター	呼吸器機能障害、心臓機能障害又は同程度の障害を有する者であって、在宅酸素療法を行っている又は人工呼吸器を装着している者（呼吸器又は心臓機能障害以外の場合には医師が必要と認めた者）、難病患者等にあつては、在宅酸素療法を行っている又は人工呼吸器の装着が必要な者（※）	呼吸器機能障害、心臓機能障害又は同程度の障害を有する児であつて、在宅酸素療法を行っている又は人工呼吸器を装着しているもの（呼吸器又は心臓機能障害以外の場合には医師が必要と認めたもの。）、難病患者等にあつては、在宅酸素療法を行っている又は人工呼吸器の装着が必要なもの。（※）	脈拍数と経皮的動脈血酸素飽和度を測定でき、障害者が容易に使用できるもの、又難病患者にあつては、真に必要なと認める場合に限り、呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有するもので、難病患者等が容易に使用できるもの。	脈拍数と経皮的動脈血酸素飽和度を測定でき、障害児及び介護者が容易に使用できるもの、又難病患者にあつては、真に必要なと認める場合に限り、呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有するもので、難病患者等が容易に使用できるもの。	5年	42,000 呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有するものにあつては157,500
情報・意思疎通	携帯用会話補	音声機能若しくは	音声機能若しくは	携帯式で、こと	携帯式で、こと	5年	98,800

支援用具	助装置	言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する者、又は同程度の障害（※）を有する難病患者等	言語機能障害児又は肢体不自由児であって、発声・発語に著しい障害を有するもので原則として学齢児以上のもの、又は同程度の障害（※）を有する難病患者等	ばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの。	ばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害児が容易に使用し得るもの。		
情報・意思疎通支援用具	情報・通信支援用具	視覚障害２級以上又は上肢機能障害２級以上若しくは脳原性運動機能障害（上肢機能障害に限る。）の身体障害者であって、必要と認められる者、又は同程度の障害（※）を有する難病患者等	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（視覚障害又は上肢機能障害に限る。）の程度が２級以上であるもの、又は脳原性運動機能障害（上肢機能障害に限る。）のものであって、	パーソナルコンピュータ用周辺機器又はソフト等であって、障害者が容易に使用し得るもの。	パーソナルコンピュータ用周辺機器又はソフト等であって、障害児が容易に使用し得るもの。	４年	150,000

			必要と認められるもの、又は同程度の障害（※）を有する難病患者等				
情報・意思疎通支援用具	点字ディスプレイ	視覚障害２級以上の身体障害者であって、必要と認められる者、又は同程度の障害（※）を有する難病患者等	—	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	—	6 年	383, 500
情報・意思疎通支援用具	点字器	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者、又は同程度の障害（※）を有する難病患者等	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害児、又は同程度の障害（※）を有する難病患者等	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	障害児が容易に使用し得るもの。	5 年	10, 400
情報・意思疎通支援用具	点字タイプライター	視覚障害２級以上、又は同程度の障害（※）を有する難病患者等（本人が就労若しくは就	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（視覚障害に限	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	障害児が容易に操作できるもの。	5 年	63, 100

		学しているか又は就労が見込まれる者に限る。)	る。)の程度が1級又は2級、又は同程度の障害(※)を有する難病患者等であるもので、原則として就学若しくは就労しているか又は就労が見込まれるもの。				
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害(視覚障害に限る。)の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、原則として学齢児以上のもの、又は同程度の障害(※)	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であつて、視覚障害者が容易に使用し得るもの。	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であつて、視覚障害児が容易に使用し得るもの。	6年	85,000

			を有する 難病患者 等				
情報・意 思疎通 支援用 具	視覚障 害者用 活字文 書読上 げ装置	視覚障害 2級以 上、又は 同程度の 障害（※） を有する 難病患者 等	身体障害 者手帳の 交付を受 けた児童 であつて、当該 手帳に身 体上の障 害（視覚 障害に限 る。）の 程度が1 級又は2 級である ものとし て記載さ れている もので、 原則とし て学齢児 以上のも の、又は 同程度の 障害（※） を有する 難病患者 等	文字情報 と同一紙 面上に記 載された 当該文字 情報を暗 号化した 情報を読 み取り、 音声信号 に変換し て出力す る機能を 有するも ので、視 覚障害者 が容易に 使用し得 るもの。	文字情報 と同一紙 面上に記 載された 当該文字 情報を暗 号化した 情報を読 み取り、 音声信号 に変換し て出力す る機能を 有するも ので、視 覚障害児 が容易に 使用し得 るもの。	6 年	99, 800
情報・意 思疎通 支援用 具	視覚障 害者用 音声コ ード読 み上げ 補助ア ダプタ ー	視覚障害 2級以 上、又は 同程度の 障害（※） を有する 難病患者 等	身体障害 者手帳の 交付を受 けた児童 であつて、当該 手帳に身 体上の障 害（視覚 障害に限 る。）の 程度が1	対応する 携帯電話 に接続す ること で、文字 情報と同 一紙面上 に記載さ れた当該 文字情報 を暗号化 した情報	対応する 携帯電話 に接続す ること で、文字 情報と同 一紙面上 に記載さ れた当該 文字情報 を暗号化 した情報	6 年	4, 980

			級又は2級であるものとして記載されているもので、原則として学齢児以上のもの、又は同程度の障害（※）を有する難病患者等	を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を補助するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの。	を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を補助するもので、視覚障害児が容易に使用し得るもの。		
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者、又は同程度の障害（※）を有する難病患者等であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	視覚障害児、又は同程度の障害（※）を有する難病患者等であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもので、原則として学齢児以上のもの。	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの。	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの。	8年	198,000
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用小型拡大読書器	視覚障害者、又は同程度の障害（※）を有する難病患者等であって、本装置により文字等を	視覚障害児、又は同程度の障害（※）を有する難病患者等であって、本装置により文字等を	読みたいもの（印刷物等）の上に置いて拡大された画像を表示できるので、容易に持ち	読みたいもの（印刷物等）の上に置いて拡大された画像を表示できるので、容易に持ち	5年	28,400

		読むことが可能になる者	読むことが可能になるもので、原則として学齢児以上のもの。	運びのできるもの。	運びのできるもの。		
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用時計	視覚障害2級以上、又は同程度の障害（※）を有する難病患者等	—	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	—	5年	13,300
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用ラジオ	視覚障害2級以上又は、同程度の障害（※）を有する難病患者等	身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害（視覚障害に限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、原則として学齢児以上のもの、又は同程度の障害（※）を有する難病患者等	テレビ放映等の音声を受信する機能を有し、視覚障害者等が容易に使用し得るもの。	テレビ放映等の音声を受信する機能を有し、視覚障害児等が容易に使用し得るもの。	5年	29,000

情報・意思疎通支援用具	聴覚障害者用印字型通信装置	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であつて、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者、又は同程度の障害（※）を有する難病患者等	聴覚障害児又は発声・発語に著しい障害を有する児童であつて、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもので、原則として学齢児以上のもの、又は同程度の障害（※）を有する難病患者等	通信回線に接続することができ、音声の代わりに、文字等の印字により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの。	通信回線に接続することができ、音声の代わりに、文字等の印字により通信が可能な機器であつて、障害児が容易に使用できるもの。	5 年	25, 000
情報・意志疎通支援用具	聴覚障害者用映像型通信装置	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有するものであつて、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者、又は同程度の	聴覚障害児又は発声・発語に著しい障害を有する児童であつて、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもので、原則として	通信回線に接続することにより、音声の代わりに、映像等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの。	通信回線に接続することにより、音声の代わりに、映像等により通信が可能な機器であり、障害児が容易に使用できるもの。	5 年	71, 000

		障害（※）を有する難病患者等	学齡児以上のもの、又は同程度の障害（※）を有する難病患者等				
情報・意思疎通支援用具	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者、又は同程度の障害（※）を有する難病患者等	聴覚障害児であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる児童、又は同程度の障害（※）を有する難病患者等	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの。	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害児向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害児が容易に使用し得るもの。	6 年	88,900
情報・意思疎通支援用具	人工喉頭	音声機能障害者等、本装置により発声が可能になる者	音声機能障害児等、本装置により発声が可能になるもの。	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔	5 年	70,100

				内に導き構音化するもの、又は、顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。	内に導き構音化するもの、又は、顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。		
情報・意思疎通支援用具	福祉電話	難聴者又は外出困難な身体障害者 (原則として2級以上)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者、又は同程度の障害(※)を有する難病患者等	—	障害者が容易に使用し得るもの。	—	6 年	40,000
情報・意思疎通支援用具	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者、又は同程度	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害児、又は同程度	点字により作成された図書	点字により作成された図書	—	市長が必要と認めた額

		の障害 (※)を 有する難 病患者等	の障害 (※)を 有する難 病患者等				
情報・意 思疎通 支援用 具	人工内 耳用電 池	聴覚障害 者、又は 同程度の 障害(※) を有する 難病患者 等であつ て、現に 人工内耳 を装用し ている者	聴覚障害 児、又は 同程度の 障害(※) を有する 難病患者 等であつ て、現に 人工内耳 を装用し ているも の。	人工内耳 用ボタン 電池等 で、次の ア又はイ のいずれ かとする。 ア 人工 内耳用 ボタン 電池 イ 人工 内耳用 充電器 及び充 電池	人工内耳 用ボタン 電池等 で、次の ア又はイ のいずれ かとする。 ア 人工 内耳用 ボタン 電池 イ 人工 内耳用 充電器 及び充 電池	3年 (充電 池及び 充電 器)	ボタン電 池：2,500 円(月額) 充電池及 び充電 器：44,100 円
排泄管 理支援 用具	ストー マ装具	ストーマ 造設者	ストーマ 造設者	障害者又 は介助者 が容易に 使用し得 るもの。	障害児又 は介助者 が容易に 使用し得 るもの。	—	ストーマ 装具(尿路 系)： 11,300円 (月額) ストーマ 装具(消化 器系)： 8,600円 (月額)
排泄管 理支援 用具	収尿器	高度の排 尿機能障 害者、又 は同程度 の障害 (※)を 有する難 病患者等	高度の排 尿機能障 害のある 児童、又 は同程度 の障害 (※)を 有する難 病患者等	障害者又 は介助者 が容易に 使用し得 るもの。	障害児又 は介助者 が容易に 使用し得 るもの。	—	8,500(月 額)
排泄管 理支援	紙おむ つ等	高度の排 便機能障	高度の排 便機能障	障害者又 は介助者	障害児又 は介助者	—	12,000(月 額)

用具	(紙おむつ、洗腸用具、サラン・ガーゼ等衛生用品)	害者又は脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者、又は同程度の障害(※)を有する難病患者等	害のある児又は脳原性運動機能障害かつ意思表示困難な児童、又は同程度の障害(※)を有する難病患者等	が容易に使用し得るもの。	が容易に使用し得るもの。		
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する者であって障害等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者)、視覚障害2級以上の者、難病患者にあって	下肢、体幹機能障害若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する学齢児以上の身体障害児であって障害程度等級3級以上のもの。(ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上のもの)、又は視覚	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	障害児の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	—	200,000

		は、下肢又は体幹機能に障害がある者（※）	障害２級以上のもの。難病患者にあっては、下肢又は体幹機能に障害があるもの。（※）				
大規模地震対策用具	人工呼吸器用外部バッテリー・発動発電機等	在宅にて人工呼吸器を使用している者であり、呼吸器の機能障害が３級以上又は同程度の身体障害者等で、必要と認められる者（※）	在宅にて人工呼吸器を使用している児であり、呼吸器の機能障害が３級以上又は同程度の身体障害児等で、必要と認められるもの。（※）	災害、停電等により電気の供給が停止した場合に、人工呼吸器の使用を可能とするものであり、介護者が容易に使用し得るもの。	災害、停電等により電気の供給が停止した場合に、人工呼吸器の使用を可能とするものであり、介護者が容易に使用し得るもの。	５年	200,000

※難病等による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度（医師の診断書、意見書等で確認）

様式第1号(第2条関係)

点字図書給付登録申請書

年 月 日

牧之原市長

申請者
住所
氏名
(対象者との続柄) 印

点字図書の給付登録を次のとおり申請します。

給 付 対 象 者	氏 名			男・女
	生年月日	年 月 日生	年 齢	歳
	障 害 名			
	手帳番号		障害等級	級
備 考				

様式第2号(第2条関係)

点字図書給付登録台帳

氏 名 住 所 電 話 番 号 障害名・等級						
年 月 日	給 付 図 書	巻 数	出 版 施 設	価 格	自己負担額	公費負担額

様式第3号その1（第3条関係）

日常生活用具給付（貸与）申請書

平成 年 月 日

牧之原市長

申請者

住 所 牧之原市

氏 名 印

（対象者との続柄） 本人

下記により日常生活用具の給付（貸与）を申請します。また、給付の可否を決定するために、私の世帯の住民登録資料、税務資料その他必要資料について、各関係機関に調査、照会又は閲覧することを承諾します。

対 象 者	氏 名		男・女	生年月日	年 月 日生（ 歳）
	個人番号				
	住 所	〒421- 牧之原市			
	障害者手帳番号等	静岡県		号	年 月 日交付
	障 害 名 ・ 疾 病 名			障害等級	級
	施設入所希望の有無		希望（ 施設） 希望しない		

世 帯 の 状 況	氏 名	対 象 者 との続柄	生年月日	職 業	備 考 (対象者に対する介護の状況)

給付（貸与）を希望する理由							
現在の住まい状況	住 宅	1. 自宅 2. 借家 （貸主の諾否）	浴 槽	1. 和式 2. 洋式 3. なし	便 器	1. 和 式 2. 洋 式 3. 携帯用	
現在の介護の状況	入 浴	1. 他人の介助が必要 2. 清拭のみ 3. 入浴、清拭ともしてない 4. 自分でできる	排 便	1. 他人の介助が必要 2. 便器（携帯用）使用 3. 自分でできる	移 動	1. 車いす使用 2. 他人の介助を必要（一部、全部） 3. 自分でできる	
給付（貸与）を受けたい用具の名称				希望する形式規模等			
給付（貸与）上特に希望する事項							
備 考							

（注意） 様式中、給付又は貸与の字句は不要の方を抹消すること。

様式第 3 号その 2 (第 3 条関係)

住 宅 改 修 費 給 付 申 請 書													
年 月 日													
牧之原市長													
申請者													
住 所													
氏 名													
Ⓜ													
(対象者との続柄)													
下記により住宅改修費の給付を申請します。また、給付の可否を決定するために、私の世帯の住民登録資料、税務資料その他必要資料について、各関係機関に調査、照会又は閲覧することを承諾します。													
対 象 者	氏 名			男・女	生 年 月 日			年 月 日	生 (歳)				
	個 人 番 号												
	住 所	〒421- 牧之原市											
	障害者手帳番号等							年 月 日 交付					
	障 害 名 ・ 疾 病 名							障 害 等 級 級					
	施設入所希望の有無	希望 (施設) 希望しない											
世 帯 の 状 況	氏 名	対 象 者 との続柄		生 年 月 日		職 業		備 考 (対象者に対する介護の状況)					
給付を希望する理由													
改修を行う住宅の住所													

改修工事内容	区 分		居 宅 生 活 動 作 補 助 用 具					
	1 手すりの取付け		1 便器					
	2 床段差の解消		2 手すり					
	3 床材の変更		3 スロープ					
	4 扉の取替え		4 その他()					
	5 便器の取替え							
	6 その他()							
過去の日常生活用具等の給付又は貸与の状況								
区 分		給 付 形 態		給 付 等 年 月 日		給 付 等 内 容		
日 常 生 活 用 具		給付・貸与		年 月 日				
住 宅 改 修 費		給 付		年 月 日				
現在の住まい状況	住宅	1 自家 2 借家	家主の場合 貸主承諾 否	1 承諾 2 否(いつ承諾を得るか)	浴槽	1 和式 2 洋式 3 なし	便器	1 和式 2 洋式 3 携帯用
現在の介護状況	入浴	1 他人の介助が必要 2 清拭のみ 3 入浴、清拭と もしていない 4 自分でできる	排便	1 他人の介助を必要 2 便器(携帯用)使用 3 自分でできる	移動	1 車いす使用 2 他人の介助を必要 (一部、全部) 3 自分でできる		

様式第4号その1(第4条関係)

調 査 書 (日常生活用具給付等事業)									
①申請書受理番号 年 月 日			号 年 月 日		②申請者 氏 名		③対 象 者 との続柄		
④ 対 象 者	氏 名			男・女	生年月日	年 月 日生(歳)			
	住 所								
	障 害 者 手 帳 番 号 等				第 号	障 害 等 級			
	障 害 名 ・ 疾 病 名				施設入所の有無	有 ・ 無			
⑤ 世 帯 員 の 状 況	氏 名	年齢	対 象 者 との続柄	課 税 状 況			備 考		
				当該年度分 市町村民税 均 等 割	当該年度分 市町村民税 所 得 割	前 年 度 分 所 得 税			
⑥ 世 帯 区 分		1 生 活 保 護 2 低 所 得 3 一 般 4 一 定 所 得 以 上							
⑦ 住 ま い の 状 況		1 自 家 2 借 家 (家主の諾否)							
⑧ 給 付 (貸 与) 後 の 生 活 の 状 況		日常生活動作の状況 (入浴・排便・移動等について該当する状況に○) 1 自力でできるようになる 2 一部介助でできるようになる 3 給付しても変わらない (一部介助・全介助) 4 その他 ()				その他の状況 1 コミュニケーションが容易になる 2 情報入手が容易になる 3 在宅生活が可能になる 4 その他 ()			
⑨ 給 付 (貸 与) の 必 要 の 有 無		1 有 2 無	⑩ 給付する(しない) 理 由						
⑪ 給付(貸与)する用具名 (含む形式規模等)						⑫ 予定価格			
⑬給付を受ける者又は扶養 義務者が支払うべき額						⑭公費負担 予 定 額			
⑮そ の 他 特 記 事 項									
調査員 役職名 年 月 日 氏 名 ㊟									

- (注) 1 給付又は貸与の字句は不要の方を抹消すること。
 2 貸与の場合には⑫～⑭欄の記入は不要であること。
 (金額欄に斜線を引くこと)

様式第4号その2(第4条関係)

調 査 書 (住宅改修費給付事業)									
①申請書受理番号 年 月 日		年 月 日		②申請者 氏 名		③対 象 者 との続柄			
④ 対 象 者	氏 名			男・女	生年月日	年 月 日生(歳)			
	住 所								
	障 害 者 手 帳 番 号 等					障 害 等 級			
	障 害 名 ・ 疾 病 名					施設入所の有無		有 ・ 無	
⑤ 世 帯 員 の 状 況	氏 名	年 齢	対 象 者 との続柄	課 税 状 況			備 考		
				当該年度分 市 町 村 民 税 均 等 割	当該年度分 市 町 村 民 税 所 得 割	前 年 度 分 所 得 税			
⑥ 世 帯 区 分		1 生 活 保 護 2 低 所 得 3 一 般 4 一 定 所 得 上 以							
⑦ 住まいの状況		1 自家 2 借家 (家主の諾否)		⑨ 給付(貸与)後 の介護の状況 入 浴 ・ 排 便 ・ 移 動 の 該 当 す る 部 分 に ○ 印		1 自力で(入浴・排便・移動)ができるようになる 2 一部介助で(入浴・排便・移動)ができるようになる 3 給付しても(入浴・排便・移動)は他人の一部 介助が必要 4 給付しても(入浴・排便・移動)は他人の全介 助が必要 5 その他()			
⑧ 施設入所申請 の 有 無		1 申請している 2 申請していない							
⑩ 住 宅 改 修 費 給 付 の 必 要 の 有 無		1 有 2 無		⑪ 給 付 す る (しない)理由					
⑫ 住宅改修工事の内容						⑬ 予定価格			
⑭給付を受ける者又は扶養 する者が支払うべき額						⑮公費負担 予 定 額			
⑯そ の 他 特 記 事 項									
調査員 役職名 年 月 日 氏 名 ㊟									

(注) 改修工事見積書や工事図面を必ず添付し、工事の内容を明確にしておくこと。

様式第5号その1(第4条関係)

日常生活用具給付券				
① 給付番号	第 号	② 給付券発行 年 月 日	年 月 日	
③ 対象者氏名		④ 生 年 月 日	年 月 日生 (歳)	
⑤ 居 住 地				
⑥ 扶養する者氏名		⑦ 対象者との続柄		
⑧ 給付する用具名 (型式、規模等)	⑨ 価 格	⑩給付を受ける者 又は扶養する者 が支払うべき額	⑪ 公 費 負 担 額	
	円	円	円	
⑫ 納入業者名		⑬ 納入業者の住所	(電話)	
⑭ この券の有効期限	受給者が業者に 提示する期限	年 月 日	業者の 公費支払 請求期限	年 月 日
上記のとおり決定する 年 月 日 牧之原市長				
⑮ 業者の納付した日	⑯ 給付を受けた者又は扶養 する者から受領した額		⑰ 受領業者名及び年月日	
年 月 日	円		年 月 日	
⑱ 用具受領者 氏 名 印	⑲	⑲ 検収者	職名	
			氏名	
⑳ その他 特記事項				

(注) 本表の①～⑭⑲は市、⑮～⑰は納付した業者が、⑱は受領者が記入すること。

様式第5号その2(第4条関係)

住 宅 改 修 費 給 付 券				
① 給 付 番 号	第 号	② 給 付 券 発 行 年 月 日	年 月 日	
③ 対 象 者 氏 名		④ 生 年 月 日	年 月 日生 (歳)	
⑤ 居 住 地				
⑥ 扶養する者氏名		⑦ 対象者との続柄		
⑧ 住宅改修工事の 内 容	⑨ 価 格	⑩給付を受ける者 又は扶養する者 が支払うべき額	⑪ 公 費 負 担 額	
	円	円	円	
⑫ 業 者 名		⑬ 業 者 の 住 所	(電話)	
⑭ こ の 券 の 有 効 期 限	受給者が業者に 提示する期限	年 月 日	業 者 の 公費支払 請求期限	
上記のとおり決定する 年 月 日 牧之原市長				
⑮ 改 修 工 事 の 完 了 し た 日	⑯ 給付を受けた者又は扶養 する者から受領した額		⑰ 受領業者名及び年月日	
年 月 日	円		年 月 日 ⑱	
⑲ 住宅改修費 給付対象者 氏 名 印	記入年月日 年 月 日 ⑲	⑲ 検収者	確認年月日 年 月 日 職名 氏名 ⑲	
⑳ そ の 他 特記事項				

(注) 本表の①～⑭⑲⑳は市、⑮～⑰は納付した業者が、⑱は住宅改修費給付対象者が記入すること。なお、⑮⑱⑲については工事完了後に記入すること。

様式第6号その1(第4条関係)

第 号

日常生活用具給付決定通知書

年 月 日

様

牧之原市長 印

さきに申請のありました日常生活用具の給付につきましては、審査の結果次のとおり決定しましたので通知します。

給付番号	第 号		給付決定 年 月 日	年 月 日		
対象者氏名			障害者 手帳番号等			
給付する 用具名 (含む型式規模等)			納入業者名			
			納入業者の 住 所	(電話)		
価 格	円	対象者又は扶養 義務者が支払う べき額	円	公 費 負 担 額	円	

注意事項

- 用具は、対象者又はその扶養義務者がその負担能力に応じて、費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものでありますから、支払うこととされた額については、必ず用具を受け取る前に支払ってください。
- 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したりすることは固く禁じられています。
- 2に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。
- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、静岡県知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)
- 決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、牧之原市を被告として(訴訟において牧之原市を代表する者は牧之原市長となります。)、提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記4の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第6号その2(第4条関係)

第 号

日常生活用具貸与決定通知書

年 月 日

様

牧之原市長 印

さきに申請のありました日常生活用具の貸与につきましては、審査の結果次のとおり決定しましたので通知します。

貸 与 番 号	第 号	貸 与 決 定 年 月 日	年 月 日
対 象 者 氏 名		用 具 の 引 き 渡 し 年 月 日	年 月 日
障 害 者 手 帳 番 号 等			
貸 与 す る 用 具 名 (含む型式規模等)			

注意事項

- 貸与された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したりすることは固く禁じられています。
- 用具の一部又は全部を毀損し、又は滅失した場合には直ちに市にその状況を報告し、その指示に従ってください。
- 用具を必要としなくなったときは、速やかに市に申し出てください。
- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、静岡県知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)。
- 決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、牧之原市を被告として(訴訟において牧之原市を代表する者は牧之原市長となります。)、提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記4の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第6号その3(第4条関係)

第 号

住宅改修費給付決定通知書

年 月 日

様

牧之原市長 印

さきに申請のありました住宅改修費につきましては、審査の結果次のとおり決定しましたので通知します。

給付番号	第 号		給付決定 年 月 日	年 月 日	
対象者氏名			障害者 手帳番号等		
改修する 住宅の住所					
住宅改修の内容 及び給付する 居宅生活動作 補助用具名			業 者 名		
			業 者 の 住 所	(電話)	
価 格	円	対象者又は扶養 義務者が支払う べき額	円	公 費 負 担 額	円

注意事項

- 住宅改修費は、対象者又はその扶養義務者がその負担能力に応じて費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものでありますから、支払うこととされた額については、速やかに支払ってください。
- 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供したりすることは、固く禁じられています。
- 2に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。
- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、静岡県知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)
- 決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、牧之原市を被告として(訴訟において牧之原市を代表する者は牧之原市長となります。)、提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記4の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第7号その1(第4条関係)

第 号

却 下 決 定 通 知 書

年 月 日

様

牧之原市長



(却下の理由)

年 月 日に申請がありました日常生活用具の 給付 貸与 につきましては、審査の結果却下することに決定しましたので通知します。

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、静岡県知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、牧之原市を被告として(訴訟において牧之原市を代表する者は牧之原市長となります。)、提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分取消しの訴えを提起することができます。

(注) 給付又は貸与の字句は不要の方を抹消すること。

様式第7号その2(第4条関係)

第 号

却 下 決 定 通 知 書

年 月 日

様

牧之原市長



(却下の理由)

年 月 日に申請がありました住宅改修費の給付につきましては、審査の結果却下することに決定しましたので通知します。

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、静岡県知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、牧之原市を被告として(訴訟において牧之原市を代表する者は牧之原市長となります。)、提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第1号(第2条関係)
様式第2号(第2条関係)
様式第3号その1(第3条関係)
様式第3号その2(第3条関係)
様式第4号その1(第4条関係)
様式第4号その2(第4条関係)
様式第5号その1(第4条関係)
様式第5号その2(第4条関係)
様式第6号その1(第4条関係)
様式第6号その2(第4条関係)
様式第6号その3(第4条関係)
様式第7号その1(第4条関係)
様式第7号その2(第4条関係)